2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、または単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局における「空港等土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　北陸地方整備局における「空港等土木工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が1,250点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「空港等土木工事」における客観点数が1,250点以上であること。）

⑷　平成６年度以降に、次に掲げる工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

①　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者　道路橋（Ｂ活荷重）または鉄道橋における最大支間長40m以上の片持ち張出し架設による現場打ちポストテンション方式ＰＣ連続箱桁の工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員　道路橋（Ｂ活荷重）または鉄道橋における最大支間長20m以上の現場打ちポストテンション方式ＰＣ連続箱桁の工事。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者にあっては、平成６年度以降に、上記２⑷①に掲げる工事の施工経験を有すること。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成６年度以降に、上記２⑷②に掲げる工事の施工経験を有すること。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

⑺　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した空港等土木工事のうち、過去２年間に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑷の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告、及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から１年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の工事成績評定通知書に限る。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑾　本工事に係る施工計画の提出（特定建設工事共同企業体として１提案）にあたって、当局想定の施工計画（以下「当局案」という。）の内容について、これと異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、当局案に基づいて施工する意志がある場合は、当局案による施工計画を併せて提出すること。

また、当局案に基づいて施工しようとする場合には、当局案による施工計画を提出すること。

⑿　総合評価落札方式に係る技術提案または当局案による施工計画が適正であること。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項（技術提案及び施工体制）

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案されたコンクリートの長期耐久性及び美観の確保に資する施工方法について、ＰＣ鋼材及びグラウトの長期耐久性の確保に係る施工方法について、６径間両端部の上部工の確実な出来形を確保するための施工方法についてに係る施工計画が、当局案を満たしていること。提案の対象の詳細については、総合評価落札方式に関する説明資料による。

③　３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法

①　技術提案に関わる具体的な施工計画、技術提案が適正な者に100点を付与し、さらに技術提案（コンクリートの長期耐久性及び美観の確保に資する施工方法について、ＰＣ鋼材及びグラウトの長期耐久性の確保に係る施工方法について、６径間両端部の上部工の確実な出来形を確保するための施工方法について）の各項目について評価し、加算点を付与する。（入札説明書参照）

なお、下記の場合には標準点100点のみを付与する。

・当局案に基づく入札参加者（技術提案を行わない者）
・技術提案が適正と認められない場合で、当局案に基づいて施工する意志がある者
・技術提案が当局案と同等の者

また、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）を評価し、施工体制評価点を付与する。

②　加算点の減点措置　調査基準価格を下回った価格で入札した場合、企業基礎評価として過去２ヶ年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）発注工事の全工種工事成績評定のうち、最低の工事成績を評価し、当該工事の加算点を減点する。（入札説明書参照）

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める場合がある。（入札説明書参照）

⑷　３⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

⑸　技術提案における条件　当局案の詳細については、総合評価落札方式に関する説明資料による。